

ナースリープレスクール
重要事項説明書

令和3年4月1日

社会福祉法人友愛会
幼保連携型認定こども園 ナースリープレスクール 重要事項説明書

この「重要事項説明書」はナースリープレスクールをご利用いただくにあたっての基本的な情報について説明するものです。お読みいただき同意書に署名捺印をお願いいたします。ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

1 事業の目的

幼保連携型認定こども園ナースリープレスクール（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への教育・保育、子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針

- ・入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」といいます。)の最善の利益を考慮し、積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- ・社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。

3 当園の概要

名称	幼保連携型認定こども園 ナースリープレスクール				
所在地	群馬県藤岡市藤岡1403-2				
設置者	社会福祉法人友愛会				
認可年月日	平成27年4月1日				
認可定員	155名				
園長の氏名	周藤 洋				
定員	認定区分	1号認定児	2号認定児	3号認定児	計
	利用定員	15	84	56	155
学期	1学期 4月1日～7月16日 2学期 8月16日～12月28日 3学期 1月6日～3月31日 ※7月20日から8月13日は自由登園期間				
実施する事業の種類	延長保育 一時預かり保育 子育て支援事業				

4 開園日・開園時間及び休園日

※18時以降の保育は延長保育となりますが、特にご負担頂くことはございません。しかしながら、職員の人員や体制などをご考慮頂きお忙しいとは存じますが退社後一時間後までを目処にお迎えをお願い申し上げます。

開園日数・時間	開園日数	週6日（休園日 日・祭日、12月31日、1月1日～3日）		
		開所時間	保育時間	共通利用時間
	平日	（標準時間） 7時～19時30分	（短時間） 8時～16時	（1号認定） 10時～14時
	土曜	7時～19時30分	8時～16時	10時～14時
	希望保育日	8月11日から14日 12月29・30日 1月4・5日		

5 職員体制

	常勤	非常勤	備考
園長	1		
副園長	1		
主幹保育教諭	2		
保育教諭	16	10	
看護師		2	
栄養士	2		
調理員	2		
保育補助		2	
学校医・学校歯科医・ 学校薬剤師		3	

6 提供する教育・保育内容について

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 当園の目標である「心身共に健康で明るく素直で元気にたくましくよく遊べる子ども」「生活や遊びにおいて友達を発見し交わりながら仲間のちからを感じとれる子ども」「美しいもの、音、雰囲気敏感な子ども」の育成を目指します。
- (2) 就学前の子どもへ安全・安心な環境の下、のびのびと自己を発揮し、仲間や先生、地域の人々との交流の中で自立と協同、道徳性の芽生えを育みます。

7 給食について

(1) 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

(2) 提供方法

園内の調理室にて調理しています。

(3) 献立表

毎月1日にご家庭へ配布いたします。

(4) アレルギー等への対応

使用する食材の中に、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。除去食などの対応をさせていただきます。その際、かかりつけの医師とご相談頂き指導票のご提出をお願い致します。(例) 卵、牛乳、小麦など

(5) 衛生管理等

集団給食施設届けを藤岡保健事務所へ届出済みです。水質検査を年一回実施しています。調理担当者及び調乳担当者は毎月検便を行っています。

8 当園と保護者様の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。月一回、クラスだよりを配布します。また、行事や共通連絡事項などはお知らせします。

9 当園の利用に際しご留意いただきたいこと

(1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日の欠席の場合又は登園が遅れる場合は、朝10時までにお問い合わせください。

毎朝の体温などの確認

登園前に体温や健康状態などのご確認をお願いします。

(2) 感染症について

麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎(おたふく)・インフルエンザなどの学校感染症(学校保健安全法施行規則第18条)に罹ってしまった場合、登園はお控えください。

再登園の際は、かかりつけの医師に登園の「治癒証明書」にご記入いただき登園の際ご提出をお願い致します。なお、上記学校感染症での登園停止期間は欠席になりません。

なお、新型コロナ感染症に罹患もしくは濃厚接触疑いなどでの欠席は出席停止扱いとなり、再登園の場合は掛り付けの医療機関等との協議により園長が判断いたします。

(3) 与薬について

かかりつけの医師の判断により、治療の為薬の処方が必要である場合、保護者様とご相談させていただきます。その際、「与薬依頼書」のご提出をお願い致します。

10 健康診断等について

(1) 健康診断・歯科検診

健康診断は年2回、歯科検診は年1回、学校医と学校歯科医が検診します。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

(2) 身体測定

毎月20日ごろに身長・体重の測定を行います。結果については児童票及び連絡帳に記載します。

1.1 保育料

(1) 基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 特定負担保育料など

①給食費

1号・2号認定 1000円(主食代) 4500円(副食費)

②教育費

1号・2号・3号共通 1500円

当園にて実施いたします各種教室※の費用になります。

※英語、歌唱、音体(音楽などを用いての発達支援教室)、和太鼓、体操、珠算

③教育保育充実費

当園指定の制服、体操服、かばんなどの費用、はさみなどの用品代、絵本代などは各年齢に応じまして適時必要に応じてのご負担をお願い致します。

④父母の会費

毎月300円のご負担をお願い致します。※年間分をまとめてお納めいただきます。こちらは保護者様代表と園による管理・運営となります。

⑤土曜日保育ご利用の場合

以上園児で給食をご希望の場合、250円を実費負担いただきます。また1号認定園児が土曜日保育ご利用の場合、別途実費徴収をご負担いただきます。

(3) お支払い方法

保育料や各費用を合算した金額を毎月27日に指定口座より振替いたします。※土曜保育費用及び教材費等は集金袋でお納めいただきます。

なお、振替をご希望しない又は振替出来なかった場合は納入袋をお配りしますので現金にてお納めいただきます。

1.2 利用の終了について

当園は以下の場合において、教育・保育の提供を終了いたします。

- ・1号認定及び2号認定のお子様が小学校就学の始期に達した時
- ・3号認定のお小様の保護者様が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時
- ・その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じた時

1.3 支給認定区分・住所等の変更

(1) 支給認定区分の変更について

変更が必要になりましたらお早めにお知らせください。なお事実発生日(要件を有した(無くした)日)が変更申請日より前であっても遡っての変更はできませんので予めご了承ください。

・お手続きについて

ア 1号認定から2号認定に変更の場合

必要書類:「支給認定区分変更申請書」(各市町村指定様式)

「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労証明書等)」

イ 2号認定から1号認定に変更の場合

必要書類:「支給認定区分変更申請書」(各市町村指定様式)

ウ 3号認定から2号認定に変更の場合
年齢到達で認定区分が変更になる場合、各市町村より新しい認定証が送付されます。

エ 就労時間等の変更に伴う認定区分（時間）を変更する場合
必要書類：「支給認定区分変更申請書」（各市町村指定様式）
「保育を必要とする事由」がわかる書類（就労証明書等）」

提出先：藤岡市在住の場合は当園へ、市外在住の場合は各市町村窓口へお願いします。

1.4 保険の加入

(1) 保険会社 AIG 損保保険株式会社（代理店 群馬リスクマネジメント）

(2) 保険の種類 賠償保険・傷害保険

(3) 金額 1人 1050円 ※当園にて負担

1.5 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

(1) 学校医

勤務先名称	あいおいクリニック
氏名	高木 智恵子
所在地	藤岡市藤岡2113-1
電話番号	0274-24-3949

(2) 学校歯科医

勤務先名称	魚津歯科医院
氏名	魚津 隆範
所在地	藤岡市上大塚 1550
電話番号	0274-24-0676

(3) 学校薬剤師

勤務先名称	マツモトキヨシ藤岡店
氏名	菅 美枝
所在地	藤岡市藤岡830-1
電話番号	0274-23-8835

1.6 緊急時の対応方法

当園では、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者様が指定された緊急連絡先へ連絡し、学校医又は主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。保護者様と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承をお願いします。

緊急時の外科

名称	藤岡総合病院
所在地	群馬県藤岡市藤岡 942 番地 1
電話	0274-22-3311

1.7 非常災害時の対策

- ・ 防火管理者 周藤 洋
消防計画作成(変更)届出書 提出先：多野藤岡消防本部
平成27年4月17日提出
- ・ 火災・地震または風水害を想定した避難訓練は月1回実施します。
- ・ 防災設備は自動火災報知機、煙感知器、避雷装置、蛍光灯カバー等
- ・ 避難場所 第1次 園駐車場 第2次 みどり公園

1.8 要望・苦情等に関する相談窓口

- (1) 受付担当者
氏名 周藤秀子 (主幹保育教諭)
- (2) 解決責任者
氏名 周藤 洋 (園長)
- (3) 第3者委員
氏名 川嶋 清行 (監査監事)
氏名 中村 朱巳
- (4) 受付方法
面接・文書・電話などの方法で受け付けます。
電話 0274-22-3891 Fax 0274-22-3881